

政令第三十号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附則第一条の三の前の見出し及び同条を削り、附則第一条の四を附則第一条の三とし、同条の前に見出しとして「（船員等に係る障害補償年金等の特例）」を付する。

附則第一条の五中「第十一条」を「第十条」に改め、同条を附則第一条の四とする。

附則第一条の六中「附則第一条の四各号」を「附則第一条の三各号」に改め、同条を附則第一条の五とし、附則第一条の七を附則第一条の六とする。

附則第二条の三中「第十一条」を「第十条」に改める。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の死亡若しくは通勤による死亡又は公務上の行方不明及び同日前にその発生が確定した疾病に起因する公務上の死亡又は通勤による死亡に関する船員に係る遺族補償年金の支給については、なお従前の例による。

理由

船員である地方公務員に係る遺族補償年金の特例について、船員保険制度及び国家公務員災害補償制度との均衡を図るため、所要の改正を行う必要があるからである。